避難農業者経営再開支援事業Q&A (第5版) -目次-

【1.事業対象者】

- (問1)新規就農者は対象となるのか。
- (問2)同一の者が複数回、本事業を申請することは可能か。
- (問3)実施要領別表1(2)の「休止していたとみなせる者」について、平成23年3月前に完了した直近の事業年度に係る農産物の販売金額が、それ以前の農産物の販売金額よりも少額であった場合は対象とはならないのか。
- (問4)実施要領別表の1の(3)のイの農産物の販売を目的とする農業者とはどのような農業者か。また、その場合はどのように確認するのか。
- (問5)利用権設定等を設定する予定する者の確認はどのように行うのか。
- (問 6) 被災前の販売実績が分かる販売伝票や課税証明等が残っていない場合はどのように 確認すればよいのか。
- (問7)出荷直前に被災したため、震災前の販売実績の無い場合は、本事業の対象となることは可能か。
- (問8)避難農業者が避難先等で設立した法人は対象となるのか。
- (問9)被災後に家族に農地や経営権を委譲した場合には、当該譲受人は対象となるのか。
- (問10)補助対象が3/4以内となるための要件として、「帰還困難区域等に指定された地域の農業者であること」とあるが、帰還困難区域等の範囲はどの地域が該当するのか。
- (問11)補助対象が3/4以内となるための要件として、「将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開すること」とあるが、将来とは具体的にいつを指すのか。
- (問12)本事業は、将来的に農業経営を再開する場所は避難元市町村が望ましいと考えているが、原子力被災12市町村内で再開する意向であればよい。
- (問13)将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意思は、どのように確認すればいいのか。
- (問14)避難農業者一時就農等支援事業(平成24年度~平成28年度)を活用して、一時的に 営農再開をした者が、直近の事業年度に係る農産物の販売金額が平成23年3月11日 前に終了した直近の事業年度にかかる農産物の販売金額と比べて50%以下である場 合、本事業を活用できるのか。

【2.事業計画の内容】

- (問15)機械・施設を整備する場合、下限面積などの制限はあるのか。
- (問16)事務取扱要領別表の事業計画選定基準では、県外で農業経営を再開する人に不利に なっているがなぜか。

【3.補助対象経費】

- (問17)事業目的に合致し、他の要件を満たしている場合、機械等の単純更新は事業の対象となるのか。
- (問18)実施要領別表1(2)の「休止していたとみなせる者」が農業経営の再開に向けて 規模拡大を行う場合、既存の再開部分に係るものも補助対象となるのか。
- (問19)規模拡大だけでなく、生産性向上や品質向上のために導入するものも補助対象となるか。
- (問20)他の事業で導入した施設に本事業を利用して機能強化を図ることは可能か。
- (問21)本事業で対象とする肥料、農薬以外の諸材料にはどのようなものが該当するか。
- (問22)実施要領別表4の事業内容「花き等の種苗」について、複数年度継続するものに限らず花き等の種苗が対象となるのか。
- (問23)本事業では、農地又は採草放牧地の購入は補助対象にならないのか。
- (問24)実施要領別表4の事業内容「農地又は採草放牧地の確保」について、農地又は採草

牧草地の賃借期間は何年まで認められるのか。また、農地又は採草牧草地の賃借期間の賃借料すべてが補助対象となるのか。

(問25)実施要領別表4の事業内容「農地又は採草牧草地の確保」について、賃借権を設定 する際に行政書士等を利用する費用等も補助対象になるか。

避難農業者経営再開支援事業Q&A (第5版)

【1.事業対象者】

(新規就農者の取扱)

(問1) 新規就農者は対象となるのか。

(答)

本事業は、原子力災害発生時、被災12市町村内に居住し、農業経営を行っていた者が、避難先等での生活再建に向けて、農業経営を再開する取組等の支援を目的としているため、新規就農者は本事業の対象とはならない。

(本事業を複数回申請することの取扱)

(問2) 同一の者が複数回、本事業を申請することは可能か。

(答)

本事業は、避難農業者の生活再建を図るため、農業経営を再開する取組等に要する 経費の補助を行う事業であることから、同一の者による2回以上の申請は認められない。

(平成23年3月前に終了した直近の事業年度に係る農産物の販売金額が、それ以前の農産物の販売金額よりも少額であった場合の取扱)

(問3) 実施要領別表1(2)の「休止していたとみなせる者」について、平成23年3 月前に終了した直近の事業年度に係る農産物の販売金額が、それ以前の農産物の 販売金額よりも少額であった場合は対象とはならないのか。

(答)

農産物の販売金額は、気象条件や作柄、市場動向等により年度によって変動するものであることから、平成23年3月11日に終了した直近の事業年度に係る農産物の販売金額が気象災害等のやむを得ない理由により、例年よりも少額であった場合は、当該規定の数値(水準)として、妥当性に欠ける恐れがあるため、同事業年度を含む直近3ヵ年の農産物の販売金額の平均とすることも可能である。

(農産物の販売目的の農業者の範囲)

(問4) 実施要領別表の1の(3)のイの農産物の販売を目的とする農業者とはどのような農業者か。また、その場合はどのように確認するのか。

(答)

専ら自給のために営農を行う農業者は対象とならない。ただし、自給的農家であっても販売を行うことを目的とするのであれば対象となる。

なお、販売を行う農業者及び過去の農産物の販売実績の確認は、過去の販売伝票や 課税証明(農業所得)、農地台帳等で確認をお願いする。 (利用権設等を設定する予定者の確認)

(問5) 利用権設定等を設定する予定する者の確認はどのように行うのか。

(答)

利用権の設定をする予定であることは、申請に向けて作成する貸し手と借り手の賃貸借契約書等の書類や申請行為が確認できる書類で確認する。

ただし、実績報告までには利用権の設定は完了していなければならないので、それまでに利用権設定が完了したことが確認できる農業委員会の許可書等の書類をご提出いただくことになる。

(被災前の書類が残っていない場合の対応)

(問 6) 被災前の販売実績が分かる販売伝票や課税証明等が残っていない場合はどのように確認すればよいのか。

(答)

当時の農地台帳等を基に作付品目や経営面積等から推計して、被災前の販売金額の 妥当性について確認をお願いしたい。また、農協等が発行した平成23年3月11日前に 終了した直近の事業年度の販売実績を証明できる書類があれば、それにより確認する ことも可能である。

(出荷直前に被災した者の取扱)

(問7) 出荷直前に被災したため、震災前の販売実績の無い場合は、本事業の対象となることは可能か。

(答)

平成23年3月11日前に終了した直近の事業年度において、栽培面積及び作目等を証明する資料により農業経営を行っていたことを確認することができ、かつ、実勢価格等を用いて出荷ができていた場合の販売金額を推計し、直近の事業年度の販売額が推計値の50パーセント以下であれば本事業の対象となることは可能である。

(法人等の取扱)

(問8) 避難農業者が避難先等で設立した法人は対象となるのか。

(答)

避難先で新規に設立した法人の構成員が本事業の事業実施主体の要件に該当する場合は対象となる。なお、既に当該法人が農業経営を再開している場合には、当該法人の直近の事業年度に係る農産物の販売金額が、本事業の事業実施主体の要件に該当する構成員の平成23年3月11日前に終了した直近の事業年度の農産物の販売金額の合計と比べて50パーセント以下である場合に限る。

(家族等への経営移譲の取扱)

(問9) 被災後に家族に農地や経営権を委譲した場合には、当該譲受人は対象となるのか。

(答)

本事業では、被災12市町村内に居住し、農業経営を行っていた者が、避難先で農業経営を再開する取り組み等を支援することで生活再建を図ることを目的としている。したがって、被災前に譲受人が同一生計であった場合は譲受人も本事業の対象となる。ただし、現在両者が同一生計である場合には、別個の事業実施主体としてそれぞれで申請することはできないため、1つの事業実施主体として事業を申請していただくことになる。

(帰還困難区域等の取扱)

(問10) 補助対象が3/4以内となるための要件として、「帰還困難区域等に指定された 地域の農業者であること」とあるが、帰還困難区域等の範囲はどの地域が該当す るのか。

(答)

帰還困難区域等に指定された地域とは、帰還困難区域以外にも本事業の事業申請時 に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に指定されている地域を含む。

(将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する時期について)

(問11) 補助対象が3/4以内となるための要件として、「将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開すること」とあるが、将来とは具体的にいつを指すのか。

(答)

将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する時期は避難農業者の方々の事情に応じて異なるため、本事業では具体的な時期までは定めていない。

(将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意向がある場合の営農再開先について)

(問12) 補助対象が3/4以内となるための要件として、「将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意思があること」とあるが、原子力被災12市町村内であれば、将来的に農業経営を再開する場所は避難元市町村以外でもよいのか。

(答)

本事業は、将来的に農業経営を再開する場所は避難元市町村が望ましいと考えているが、原子力被災12市町村内で再開する意向であればよい。

(将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意思の確認方法)

(問13) 将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意思は、どのように確認 すればいいのか。

(答)

実施要領様式2別添の1 (2) に、将来の意思を確認する欄があるので、確認をお願いする。

(避難農業者一時就農等支援事業との関係)

(問14) 避難農業者一時就農等支援事業(平成24年度~平成28年度)を活用して、一時 的に営農再開をした者が、直近の事業年度に係る農産物の販売金額が平成23年3 月11日前に終了した直近の事業年度にかかる農産物の販売金額と比べて50%以下 である場合、本事業を活用できるのか。

(答)

避難農業者一時就農等支援事業は、一時的な就農を支援するため、再開初年度の種苗等の購入費や機械のリース料を補助対象としたソフト事業であるのに対し、本事業は、農業経営の再開を支援するため、機械の導入や施設の整備等を補助対象としたハード事業であることから、避難農業者一時就農等支援事業を活用したことがある農業者であっても、本事業を活用することができる。

【2.事業計画の内容】

(機械、施設の下限利用規模)

(問15) 機械・施設を整備する場合、下限面積などの制限はあるのか。

(答)

実施要領別表4の1にあるとおり、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械の場合は、その利用規模下限面積をおおむね満たす必要がある。ただし、地域の実情に照らして、事業実施計画書に添付される機械、施設等の規模決定根拠資料等をもとに審査し、福島県知事が特に必要と認める場合は、過剰投資や不効率な利用とならないことを確認する。また、同導入計画に掲載されていない機械については、同様に福島県知事が審査して、福島県知事が特に必要と認める場合は、適正規模等を確認する。なお、おおむねとは、8割とする。

(事業実施計画の選定基準について)

(問16) 事務取扱要領別表の事業計画選定基準では、県外で農業経営を再開する人に不利になっているがなぜか。

(答)

本事業では、県内の担い手の育成・確保の観点から、県内で再開する農業者を優先的に採択したいと考えているため、理解をお願いする。

【3. 補助対象経費】

(機械等の単純更新)

(問17) 事業目的に合致し、他の要件を満たしている場合、機械等の単純更新は事業の 対象となるのか。

(答)

既に営農再開を果たしている者が、機械や施設等の単純更新をすることは、基本的に事業対象とはならない。

ただし、被災により営農を休止していた間に、所有機械等を複数年利用しておらず故障などにより利用が困難な場合や、帰還困難区域等にあるため持ち出しが困難である場合は、被災前の営農規模相当に復帰するため、又は新たに取り組む作物生産のために必要な機械等の規模が結果的に被災前と同等規模であっても対象となり得る場合がある。

なお、「被災前の営農規模相当に復帰するため、又は新たに取り組む作物生産のために必要な機械等の規模が結果的に被災前と同等規模であっても対象となり得る場合」とは、「将来、帰還して営農する意思がある」者で、帰還後も導入機械を利用し、被災前の営農規模相当に復帰する意思が事業目標等で確認できる場合とする。

(休止していたとみなせる者が農業経営の再開のため、規模拡大を行う場合の補助対象の 範囲)

(問18) 実施要領別表1(2)の「休止していたとみなせる者」が農業経営の再開に向けて規模拡大を行う場合、既存の再開部分に係るものも補助対象となるのか。

(答)

農業用機械等の導入や施設の整備等については、規模拡大部分に係るものと一体的 に導入するのであれば対象となる。

諸材料等の導入及び農地の又は採草牧草地の確保については、既存のものに係る分は対象とはならず、初年度に必要な規模拡大分のみが対象となる。

(機能強化について)

(問19) 規模拡大だけでなく、生産性向上や品質向上のために導入するものも補助対象 となるか。

(答)

生産性向上や品質向上の取組及び成果が、事業実施計画で適正に定められている場合は、これらに係る機械・施設等の導入も対象となり得る。

(他事業で導入した施設の機能強化について)

(問20) 他の事業で導入した施設に本事業を利用して機能強化を図ることは可能か。

(答)

当該事業との関係があるため、事前にご相談願いたい。

(消耗品の取扱)

(問21) 本事業で対象とする肥料、農薬以外の諸材料にはどのようなものが該当するか。

(答)

土壌改良剤、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材等が該当する。

(導入する花き等について)

(問22) 実施要領別表4の事業内容「花き等の種苗」について、複数年度継続するものに限らず花き等の種苗が対象となるのか。

(答)

本事業では、「花き等の種苗」は、複数年度継続するものに限らず農業経営を再開する初年度に必要な分のみを対象としている。

(農地又は採草放牧地の購入)

(問23) 本事業では、農地又は採草放牧地の購入は補助対象にならないのか。

(答)

本事業では、農地又は採草放牧地の購入経費については補助対象としていない。

(農地又は採草放牧地の賃借期間)

(問24) 実施要領別表4の事業内容「農地又は採草放牧地の確保」について、農地又は 採草牧草地の賃借期間は何年まで認められるのか。 また、農地又は採草牧草地の賃借期間の賃借料すべてが補助対象となるのか。

(答)

本事業では、農地又は採草放牧地の賃借期間については設けていないが、補助対象経費については、本事業を実施する初年度に一括して支払われるものに限る。

ただし、補助対象となった賃借期間の途中で解約となった場合、解約以降の補助金相当額については返還となる場合があるので留意をお願いする。

(農地又は採草牧草地の賃借料について)

(問25) 実施要領別表4の事業内容「農地又は採草牧草地の確保」について、賃借権 を設定する際に行政書士等を利用する費用等も補助対象になるか。

(答)

本事業において、農地又は採草牧草地の賃借に必要な経費とは、賃借契約に基づく 地代(賃借)であり、行政書士等を利用する費用等の地代(賃借)以外の経費は補助 対象としていない。